

# 第1章 計画策定の目標と方針

## 1 業務継続計画の必要性

大規模な震災が発生した際、市は、災害応急対策活動及び災害からの復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を有している。これらの災害対応業務や市民生活に必要な通常業務が的確に行われない場合、震災による被害が拡大するとともに、市民の生活に支障が生じる可能性がある。

また、東日本大震災など過去の震災では、業務継続に支障を及ぼす庁舎の被災や停電等の事例も見受けられ、南海トラフ等による巨大地震が発生した際は市自身も被災し、職員物資、ライフライン等に制約を受ける可能性が高い。

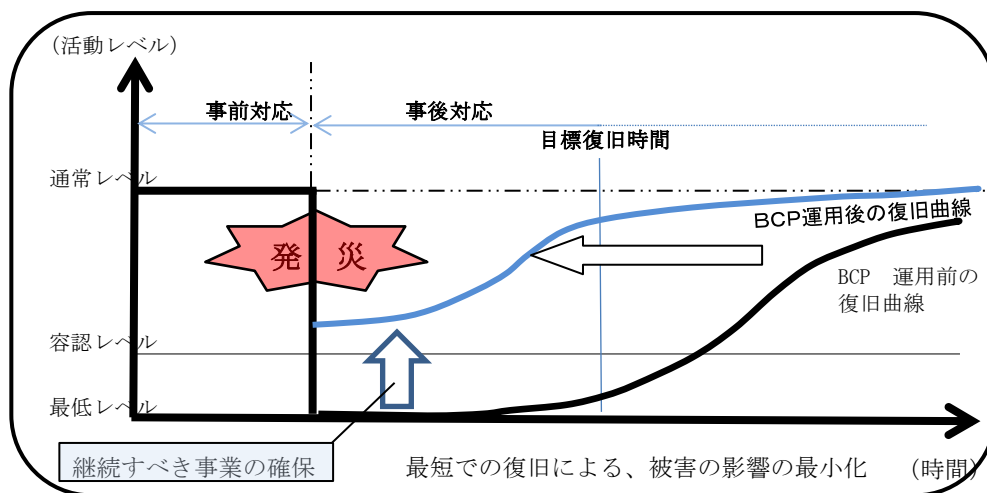
このように業務遂行能力が低下した状況下においても、市として、必要な業務資源を確保し、災害応急・復旧業務を実施しつつ、発災時においても中断することのできない通常業務については、一定水準を確保する必要がある。

## 2 計画策定の目的及び業務継続方針

本計画は、前記の認識を踏まえ、①震災発生時に優先的に取り組むべき重要な業務（非常時優先業務）を事前に定めること、②業務の継続に必要な資源（職員、庁舎、電力、情報システム、通信等）の準備や対応方針・手段を定めること

をもって、市民の生命、生活及び財産を保護するため、市役所機能の継続又は早期回復を図ること、及びそのための業務継続体制の整備を図ることを目的として策定するものである。

また、震災発生時には、非常時優先業務の執行に職員その他の必要資源を集中的に投入することによって、これらの業務を優先的に執行するものとする。



## 3 地域防災計画との関係

市の防災対策を定めた計画としては、災害対策基本法に基づいて策定する地域防災計画がある。地域防災計画は、災害予防対策、災害応急対策、復旧・復興対策について実施すべき事項を定めるものである。

一方、業務継続計画は、市自身が被災し、制約が伴う状況下にあっても、業務が遂行できる体制をあらかじめ整えておくことを目的とするものである。

地域防災計画と業務継続計画の相違点の詳細は、次表のとおりである。

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体が、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担を規定するための計画である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画である。（実効性の確保）</li> </ul>
行政の被災	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政の被災は、特に想定する必要がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。</li> </ul>
対象業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策に係る業務（予防業務、応急業務、復旧・復興業務）を対象とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常時優先業務を対象とする（応急業務だけでなく優先度の高い通常業務も含まれる）。</li> </ul>
業務開始目標時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もあるが、必要事項ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに非常時優先業務を開始・再開する）。</li> </ul>
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務に従事する職員の飲料水、食料、トイレ等の確保に係る記載は必要事項ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務に従事する職員の飲料水、食料、トイレ等の確保について検討のうえ、記載する。</li> </ul>

出典：「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」（内閣府、平成22年）

#### 4 計画の対象

本計画は、業務及び職員に係る事項については下記の組織が所管する業務又は当該組織に所属する職員を、施設等に係る事項については本庁舎、各支所等（以下「庁舎等」という。）を、情報システムに係る事項については三観広域行政組合三豊地区電子計算センターを対象とする。

- ① 観音寺市組織規則（平成17年観音寺市規則第4号）に定める本庁、支所及び行政機関
- ② 教育委員会、公民館及び図書館
- ③ 水道局
- ④ 議会事務局
- ⑤ 選挙管理委員会事務局
- ⑥ 監査委員事務局
- ⑦ 農業委員会事務局

※ 上記②から⑦までの組織については、災害対策基本法第62条第2項の規定により市長の実施する応急措置に協力することを前提として本計画においてあわせて定めるものである。

【災害対策基本法（抄）】

（市町村の応急措置）

第62条（略）

2 市町村の委員会又は委員（略）は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市町村長の実施する応急措置に協力しなければならない。

#### 5 計画の推進及び見直し

##### (1) 業務継続体制の継続的な整備及び改善

業務継続体制は、最初から完全に構築できるものではないため、本計画に基づき継続的に取り組むことによって業務継続体制の整備及び改善に努めるものとする。

(2) 各課における取組みの推進

各課においては、震災発生時の状況を想定し、職員の意識向上、非常時優先業務の実施方法の検討、業務に必要な資機材の確保等を通じて、業務継続体制の向上を図るものとする。庁舎等以外の各施設及び三観広域行政組合三豊地区電子計算センター以外の情報システムについても、所管の各課において震災対策等を検討するものとする。

また、本計画に定めがない事項についても、各課において業務継続のために必要があると認める事項については、本計画の趣旨を踏まえ、改善に努めるものとする。

この場合において、全庁的な対応が必要な事項については、政策部危機管理課で調整の上、計画的に改善を進める。

(3) 計画の見直し

計画の推進過程において、課題が新たに判明した場合であって、本計画の修正が必要であるときは、適宜見直しを行い、本計画についても継続的な改善を図るものとする。

## 第2章 被害想定

### 1 想定する地震

観音寺市地域防災計画（平成26年3月策定）（以下「地域防災計画」という。）と同様に平成24年度に公表された中央防災会議による「南海トラフの巨大地震による被害予測」及び最新の知見をもとに実施された「香川県地震・津波被害想定」に用いられた最大クラスの地震を想定する。

注) 南海トラフを震源とする地震被害想定では、地震発生時刻を設定しているが、本計画においては、必ずしも想定時刻に限定して対策等を定めるものではない。

### 2 市域の被害想定

地域防災計画と同様とする。（詳細は、地域防災計画 地震対策編22～34ページ参照）南海トラフを震源とする海溝型地震(最大クラスMw9.0)では、観音寺市域の震度分布を、震度6弱から震度7と想定しており、本計画では、この震度を受け、観音寺市災害対策本部を設置し、全職員が参集する事態を想定する。

### 3 庁舎を取り巻く被害の想定

市が業務を継続するためには、庁舎等に係る建物被害及び電力、通信等のライフラインの被害状況が重要なポイントとなる。

しかし、市の庁舎等に係るライフラインの被害及び復旧の具体的な想定は困難である。このため、本計画においては、後掲の既存の被害想定をもとに、以下のとおりとする。

なお、この想定は香川県が公表した香川県地震・津波被害想定(第三次公表)に基づくものである。

- ① 建物：庁舎等については、本庁舎は免震構造のため、ほぼ無傷で、什器等についても一部に転倒がみられるものの事務に支障が出る状態ではない。ただ、電力は、買電によるものが、市内全域で停電となる。したがって、非常用発電による最低限の電力の確保に留まるため、使用を限定する必要がある。支所にあつては、全ての階の固定していない什器等はほとんど転倒散乱し、すべての業務が直ちに実施できる状態ではない。  
注) 庁舎等の耐震性については第3章参照。
- ② 電力： 発災時は送電設備の被災により、市内全域が停電となる。  
注) 四国電力の防災業務計画では配電設備の復旧に当たり「病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共施設、避難場所、その他の重要施設への供給回線」をその他の回線より優先的に復旧するものとしている。
- ③ 電話： ほとんどの回線が不通となる可能性が高く、一般電話及び携帯電話（音声）は7～10日程度の間、輻輳（安否確認、見舞い、問合せなどの電話が急増し電話がつながり難い状況）が生じる。携帯電話のメールは、機能低下しながらも使用は可能。
- ④ 上水道： 市内全域の多くで管路の破損により断水が発生し、津波浸水、火災、急傾斜地崩壊による被害地区では今回の対象機関での仮復旧が困難である。
- ⑤ 下水道： 管渠における流下機能に支障をきたす被害が、合流部・分流瀬戸地区を中心に出るとされる。また、その仮復旧には、早くても半年余りを見込む必要がある。
- ⑥ ガス： 特に被害なし。

《既存の被害想定》

① 観音寺市におけるライフラインの被害想定

「南海トラフを震源とする最大クラス地震による観音寺市の被害想定」は、次のとおりである。

電力 (停電率)	通信 (不通率)	ガス (停止率)	上水道 (断水率)	下水道 (管渠被害率)
100.00%	78.00%	0.00%	88.00%	52.00%

※ 香川県地震・津波被害想定調査検討委員会の被害想定による。

② 観音寺市におけるライフラインの被害の復旧想定

「南海トラフを震源とする最大クラスの地震による香川県の被害想定」においては、各市町の被害想定と復旧についても想定しており、本市における被害率の推移は次のとおりである。

	被害率 (%)	推移 (%)				復旧 日数
		1日後	4日後	1週間後	1か月後	
電力 (停電率)	100	59	25	18	17	
通信 (不通率)	78	43	15	9	8	
ガス (供給停止率)	0	0	0	0	0	
上水道 (断水率)	88	71	60	52	32	
下水道 (管きよ被害率)	52	46	31	19	19	

※ 香川県地震・津波被害想定調査検討委員会の被害想定による。

※ いずれの項目についても最終復旧想定が示されていない。

## 第3章 業務資源の検証

### 1 職員の参集

#### (1) 非常時の参集体制

職員は、市の業務を実施するためには欠かすことのできない重要な資源である。特に休日、夜間等の勤務時間外に震災が発生した場合にあっても、発災初期の迅速な対応を行うためには、自宅から職員が速やかに参集することが重要である。

観音寺市において、勤務時間外の休日・夜間に地震等の災害が発生した場合、当該災害に対して、災害対策本部が設置され災害応急対策の円滑な遂行が確保されるまでの間、観音寺市地域防災計画職員の動員配備計画及び災害時職員行動マニュアルに基づき、発災初期の災害緊急対策を行うこととしている。この初動対応には、市内及び観音寺市の近隣に居住する職員のうちから、市長が指名する緊急初動要員及び政策部危機管理課職員が当たる。

また、観音寺市地域防災計画職員動員配備計画に基づき、震度5弱以上の地震が発生したとき等は、本部長及び緊急初動要員以外の市職員についても、速やかに勤務場所に参集することとしている。

なお、発災初期には業務の繁忙と道路事情等により、帰宅が困難になり、職員用備蓄食料が不足することが考えられるため、職員は自分の食料、飲料水を持参して参集するものとする。

観音寺市災害時職員行動マニュアル（抄）・・・・・・省略

#### (2) 想定参集状況

休日、夜間等の勤務時間外に地震が発生した場合における常勤の全ての職員（798人）の経過時間ごとの参集状況は、職員の居住地をもとに、次のとおり想定する。

※職員数は平成28年3月31日現在

##### 常勤正規職員

経過時間		～1時間	～2時間	～4時間	～8時間	～12時間	～72時間
		人数(人)	104	194	321	343	394
人数(人)	緊急初動要員以外	88	164	272	294	338	354
	事務系	53	98	159	168	193	204
	技術系	25	46	82	94	110	116
	技能労務系	10	21	31	32	36	38
参集率 (%)		23.6	44.0	72.9	78.0	89.6	94.8
緊急初動要員以外		23.3	43.5	72.1	78.1	89.8	94.8

※ 事務系＝一般事務、司書、浄水、施設管理等 技術系＝一般技術、保育士、幼稚園教諭、保健師、看護師、栄養士 技能労務系＝一般作業、給食調理

※ 参集率の分母は、上は全職員数、下段は緊急初動要員を除いた職員数である。

##### 常勤嘱託職員

経過時間		～1時間	～2時間	～4時間	～8時間	～12時間	～72時間
		人数(人)	44	74	119	125	143
人数(人)	緊急初動要員以外	43	72	118	123	141	149
	事務系	20	29	46	46	52	55
	技術系	16	34	59	59	74	78
	技能労務系	7	10	13	13	15	16
参集率 (%)		27.7	46.3	75.0	75.0	90.0	94.8
緊急初動要員以外		27.5	45.9	74.9	74.9	90.0	94.8

※ 事務系＝一般事務、司書、浄水、施設管理等 技術系＝一般技術、保育士、幼稚園教諭、保健師、看護師、栄養士 技能労務系＝一般作業、給食調理

※ 参集率の分母は、上は全職員数、下段は緊急初動要員を除いた職員数である。

常勤臨時職員

経過時間		～1時間	～2時間	～4時間	～8時間	～12時間	～72時間
		人数(人)	54	100	148	159	179
緊急初動要員以外	事務系	34	56	77	82	93	98
	技術系	14	33	52	56	63	64
	技能労務系	1	6	14	16	18	18
	参集率 (%)	26.9	50.3	74.4	80.0	90.0	94.8
緊急初動要員以外		26.7	50.1	74.3	80.0	90.0	94.8

※ 事務系＝一般事務、司書 技術系＝一般技術、保育士、幼稚園教諭、保健師、看護師、栄養士 技能労務系＝一般作業、給食調理

※ 参集率の分母は、上は全職員数、下段は緊急初動要員を除いた職員数である。

- ① 職員の居住地から参集場所(勤務地)まで徒歩で参集するものとし、距離については平成27年10月に実施した通勤距離把握調査による。
- ② 家族の安否確認や道路事情の悪化等により、平常時よりも時間が必要となることを想定し、時速2.5キロメートルで歩行するものとした。
- ③ 職員のうち、一定の割合は本人の負傷等により参集できないものと想定。(参集不可能条件設定A～C)
- ④ 本部員及び緊急初動要員についても徒歩参集となることから、それ以外の職員と同様、居住する場所から勤務地までの距離を基準に算出した。
- ⑤ 対象は、一般職に属する常勤の正規職員及び再任用職員、嘱託職員及び臨時職員とした。

参集不可能条件

- A 8時間以内に参集可能距離に居住している対象者のうち、20%が発災直後の負傷や混乱等により、参集困難と想定した。
- B 12時間以内に参集可能距離に居住している対象者で、道路等の被災状況の判明に伴い、自動車と徒歩の組み合わせにより、参集する職員が増加するが、対象者の10%が発災後の混乱や負傷により参集困難と想定した。
- C 本人の死亡・重症等により参集不可能な職員の割合を香川県地震・津波被害想定検討委員会が公表した本市における人的被害予測の割合の5.2%を適用する。

## 2 権限の代行

震災発生時には、市長をはじめとする決定権者が事故等により速やかに参集できない事態も生じ得る。一方では、災害対応等については、本来の決定権者が不在の場合であっても、職務を代理して決定等を行わなければ迅速な対応に支障をきたすこととなる。

【観音寺市職務権限規程(抄)】

市長が不在の時の代決

第10条 市長が不在の時は、副市長が、その決裁事項を代決することができる。

副市長が不在の時の代決

第10条2 副市長が不在の時は、主管部長が、その決裁事項を代決することができる。

部長が不在の時の代決

第10条3 部長が不在の時は、その決裁事項に係る事務を主管する課長が、その決裁事項を代決することができる。

課長が不在の時の代決

第10条4 課長が不在の時は、その課の課長補佐が、その決裁事項を代決することができる。

課長及び課長補佐が不在の時の代決

第10条5 課長及び課長補佐が不在の時は、その決裁事項に係る事務を主管する係長が代決することができる。

(代決の範囲)

第11条 代決は、特に至急に処理しなければならない事案に限り行うことができる。ただし、決裁権者が、あらかじめ、代決してはならないものと指定した事案又は異例若しくは疑義のある事案については、代決することができない。

### 3 建物（庁舎等）

全国における過去の震災では、市役所庁舎が崩壊し、立入りが不可能になったことにより、業務に支障をきたした事例がある。また、勤務時間中に発災し、庁舎が崩壊するような場合は、職員及び来庁者に被害が生じることとなる。

本庁舎は、平成27年3月、旧観音寺市本庁舎（昭和38年完成）の耐震力がI S値0.15と倒壊の危険性が高いことから、免震構造で建替えを行ったもので、震度7の揺れに対しても、被害が少なく、防災拠点としての機能を発揮できるものである。

次に、各支所は、いずれも現行の耐震基準が定められる以前の建物であり、耐震診断は行っていないが、耐震基準を満たしていない可能性大で、業務継続のための代替建物の検討が必要である。

注) 阪神・淡路大震災においては、建築基準法上の耐震基準が強化された昭和56年以前に建築された建築物に多くの被害が見られた。昭和56年以前に導入された現行の耐震基準（新耐震基準）は、中規模の地震（震度5強程度）に対しては、ほとんど損害を生じず、きわめてまれにしか発生しない大規模の地震（震度6強から震度7程度）に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目安としたものである。

注) Is値とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づいて定められた構造耐震指標であり、Is値0.6以上は地震の振動及び衝撃に対して倒壊、又は崩壊する危険性が低いものとされる。

	建築年次	構造
本庁舎	平成27年	R C造 地上5階建 免震構造
大野原支所庁舎	昭和53年	R C造 地上3階/地下1階
豊浜支所庁舎	昭和40年	R C造 一部3階建
伊吹支所庁舎	昭和54年	R C造 3階建

### 4 キャビネット等

キャビネット等のオフィス家具は、固定式の対策を施していない場合には、本庁舎を除き、地震によって転倒する可能性がある。また、キャスター付きのコピー機も、地震の揺れによって激しく動くことが考えられる。これらの転倒等により、勤務時間内の発災にあっては職員が負傷したり、避難経路が分断されたりする可能性があるほか、散乱したキャビネット等の整理に時間を要すること等により発災後の業務への着手が遅れることが懸念される。

本庁舎を除き、事務室等では、キャビネットは高さ120cm程度のものを多く使用しており、キャビネット同士も連結は行っておらず、大部分は転倒防止のための床面等への固定は行っていない。その他の縦形ロッカーや天井高のキャビネットについても、大部分は床面への固定、上下段の連結等は行っていない。

また、キャビネット上に段ボールや文書を置くことが常態化しており、震災発生時にはこれらが散乱することが想定される。

### 5 電力

夜間等に震災が発生した場合、庁舎等における活動には照明が不可欠であるほか、通信設備やコピー機などの稼働には、電力が欠かせない。

本庁舎には、72時間以上運転可能な、定格出力300KVAの非常用発電設備があり、最低限の応急復興・復旧業務、一部の通常業務実施電力の確保ができています。大野原・豊浜両支所においては、非常用発電設備はあるものの小規模であり全負荷運転はそれぞれ連続2時間・1時間と限定されるため、長時間運転に耐えられる発電機の確保が必要である。

#### 庁舎等の非常用発電設備

	定格出力	燃料 備蓄量	冷却 方式	非常時 の起動	全負荷運転 可能時間	平常時の 電力需要
本庁舎	300.0KVA	6000ℓ	水冷	自動	72時間以上	301Kwh
大野原支所庁舎	55.0Kwh	60ℓ	水冷	自動	連続2時間	52Kwh
豊浜支所庁舎	33.6Kwh	40ℓ	ファン冷却	自動	連続1時間	62Kwh
伊吹支所庁舎	なし					



## 6 通信

- (1) 固定電話及び携帯電話並びに衛星通信電話  
平常時には外部との連絡には固定電話を利用しており、庁舎等の職場内（及び専用回線で結ばれている外部施設）での連絡には内線電話を使用している。  
衛星通信電話については、本庁では危機管理課において1台、大野原、豊浜両支所に各1台、伊吹支所には孤立防止対策用衛星電話を配備しており、日本全土をカバーでき、かつ、データ通信にも対応できることから、災害時の緊急通信手段として非常に有効である。
- (2) 防災行政無線  
発災時における、香川県及び関係機関等との通信手段として発電機を備えた県防災行政無線を配備している。  
また、観音寺市防災行政無線は、同報系(デジタル)及び移動系無線(アナログ)ともに本庁舎非常用発電機により、電力の供給を受けるため利用可能である。また、電話等による輻輳の影響を受けるものではないため、震災発生時の広報、避難所や関係機関との通信等で利用の可能性が高い。
- (3) 移動系防災無線  
移動系アナログ防災無線については、毎年緊急初動体制のための訓練を実施しているほか、市(危機管理課)と消防団、三観広域行政組合消防本部南消防署等の関係機関において、通信訓練を実施している。

## 7 情報システム

本庁(三観広域行政組合三豊地区電子計算センターを含む。)と支所、出先機関の情報システムはネットワーク回線につながっており、情報システムの主要サーバは本庁に設置されている。万が一、大地震により、通信回線が断絶した場合でも、本庁舎の免震機能及び非常用発電によって、最低限の応急復旧のために必要な業務の継続が可能である。  
震災発生後には、市内全域に及ぶ停電と、通信回線の断絶により、支所においては、応急復旧に必要な帳票等の出力も困難となり、市民への交付は本庁が行うこととなる。支所において情報システム復旧前に再開しなければならない業務については、情報システムを使用しない方法(手作業等)による実施が必要となる。

## 8 消耗品等(用紙等)

発災後は物流等が停滞し、業務に必要な消耗品が調達できないことが考えられる。  
コピー用紙、トナー等の平常時の業務に使用する消耗品は、震災の発生を見込んで計画的に備蓄している状態ではない。このため、発災時にほとんど在庫のない状況も想定される。

## 9 食料及び飲料水

災害時は長期間にわたり従事しなければならない場合があるほか、勤務時間中に発災した場合は、道路事情の悪化などにより帰宅が困難となる職員が発生することが想定される。一方、職員が災害時に活動する際に必要となる食料及び飲料水は、職員自身による調達は困難であると見込まれる。

市では災害時に応急的に市民に提供する飲料水及び食料の確保のため、市内に耐震性貯水槽を整備し、緊急遮断弁によって配水池に、飲料水を確保することとしている。また、コミュニティ防災センター及び各支所にペットボトルでの飲料水と食料の備蓄を行っている。しかし、現状では災害対応の業務に従事する職員用としては充足した状態となっておらず、順次備蓄量を増加し整備していくものとする。

職員用の飲料水としては、上水道の断水時又は、停電時であっても、庁舎等の上水受水槽の貯水を飲料水として用いることができる。ただし、庁舎等の受水槽の容量及び平常時の1日当たりの上水使用量(トイレ等の使用を含む。)は次表のとおりである。特に庁舎にあっては、断水時に平常通りの使用を続けた場合は早期に貯水を使い切ることが想定される。

## 庁舎等の受水槽等

	受水槽容量 (A)	平常時の1日当たりの上水使用量	使用可能日数 (A×0.8/B)
本庁舎	40.00 m <sup>3</sup>	12.00 m <sup>3</sup>	3.8日
本庁舎(雨水貯水槽)	17.00 m <sup>3</sup>		1階トイレ洗浄用
大野原支所庁舎	15.00 m <sup>3</sup>	11.64 m <sup>3</sup>	1.03日
豊浜支所庁舎	なし	不明	
伊吹支所庁舎	1.50 m <sup>3</sup>	2.34 m <sup>3</sup>	0.51日

注) 平常時の1日当たりの上水使用量は、本庁舎については下水道使用にかかる平均月排出量を開庁日数で除したものとし、大野原支所については平成21年度の使用実績を基に算出した。

## 11 トイレ・手洗い

職員が業務に従事する際は、当然トイレ・手洗いを使用することとなる。

上水道の断水時または停電時には、庁舎等の水洗トイレ等は、上水受水槽及び雨水貯水槽の貯水を利用するほかは原則として使用できない。また、非常用発電機による電力で送水ができる場合であっても、断水時には、受水槽への上水の供給が絶たれることとなる。受水槽タンクは、飲料水との兼用使用のため極力、庁舎内でのトイレ使用は控える必要がある。次に、下水道に流下機能の障害又は庁舎等の排水設備に支障がある場合は、上水道が使用できる場合でもトイレ等の使用は控えなければならない。

なお、これらの通常のトイレ等が使用できない場合については庁舎南側に整備したマンホールトイレを使用することとなる。現在のところ、それ以外の仮設トイレ、簡易トイレ等の職員用の備蓄は現状行っていない。

※ 本庁舎及び各支所庁舎については、上水道の断水が解消されたとしても、停電時には上水貯水槽から揚水するポンプを稼働させなければ、建物内の水道、トイレは使用できない。

## 11 燃料

本庁舎、支所をはじめとして市施設には通常業務のための燃料を灯油等の油類タンク、プロパンガスをボンベ又はバルク等で保管している。又、非常時には、給油、充填等ができないことが、十分考えられ、応急復旧・復興業務や非常時優先業務に支障をきたすこととなる。

特に想定される南海トラフを震源とする最大クラスの地震では、最悪のケースで、市内で790人の死者が発生することが予測されており、燧望苑の火葬用灯油タンクは最大3 m<sup>3</sup>の貯蔵しかなく、火葬一体当たり50リットル必要とされる遺体の火葬のための燃料不足が発生する。

また、炊き出し業務を担う給食センターも、通常の給食調理業務の燃料は灯油を使用しており、4 m<sup>3</sup>の貯蔵タンクには、毎週6 m<sup>3</sup>補給している現状で、補給が絶たれた場合には、炊き出しにも困難をきたすこととなる。

本庁舎等の非常用発電機用等の燃料も同様で補給ができない時には、早い時期に機能を果たすことが不可能となる。

燃料確保に対処するため、石油類については平成25年5月に香川県石油商業組合西讃支部と締結した「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」、プロパンガスについては平成24年1月に香川県エルピーガス協会三豊支部と締結した「災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定」に基づきそれぞれ要請の上、供給を受けることとする。

石油類の供給要請を行うに当たって、香川県石油商業組合西讃支部から燃料汲み上げ用の発電機の提供を求められた場合は、必要出力の発電機を提供するものとする。

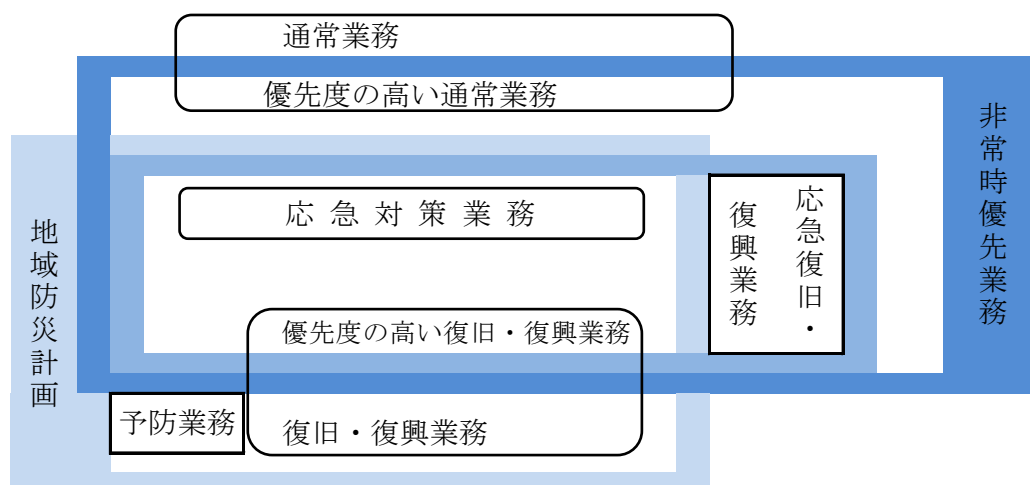
## 第4章 業務の絞り込み

### 非常時優先業務

非常時優先業務とは、応急対策業務並びに復旧・復興業務及び通常業務のうち、優先度の高いものを合わせた業務を指す。単に重要な業務か否かではなく、市民の生命、生活等に及ぼす影響の大きさを評価基準として、災害発生後の限られた資源の中にあっても、他の業務に優先して継続、又は、早期復旧を図らねばならない緊急性の高い業務をいう。

震災発生時には多大な震災対応業務が発生するうえ、前章までに記述のとおり、市自身も被災し、職員等の資源に制約を受けるため、平常時の環境を前提として業務を行うことはできない。

このような状況にあつて非常時優先業務を実施するため、通常業務を可能な限り休止（＝延期、中止又は停止）又は縮小（＝業務の一部休止や簡略化）することにより職員等の資源を確保し、非常時優先業務に集中的に投入することになる。



### 2 業務の絞り込みの方針

通常業務の休止又は縮小及び優先業務の実施（以下「業務の絞り込み」という。）に当たっては次の点を基本的な方針とする。

- ① 震災発生時をもって、すべての通常業務はいったん中断するものとし、業務の優先度に応じて再開するものとする。
- ② 非常時優先業務の実施に必要な職員等の資源を確保するため、通常業務については積極的に休止又は縮小するものとする。特に、震災の発生からおおむね72時間までは、人命に係る応急対策活動に重点を置くこととなるため、この間の通常業務は極力休止する。
- ③ 休止又は縮小は、平常時における重要性をもって判断するのではなく、市民の生活の維持に係る重要度をもって判断する。したがって、平常時には重要といえる啓発事業等も、市民の生活の維持等に係る重要度が低いものにあつては休止または縮小する。
- ④ 休止又は縮小することによって、法令上の義務違反となる業務については、市民の生活の維持等に係る重要度にかかわらず早期に再開せざるを得ないものとする。
- ⑤ 市の公共施設は、避難所として使用する等の非常時優先業務の実施に必要な場合のほかは、一般の利用を原則として休止する。
- ⑥ イベント、集会等（実施のための準備を含む）は、やむを得ない事由がある場合を除き休止する。

### 3 業務の絞り込みの発動及び解除

- ① 大規模な地震の発生により、災害対策本部が設置された場合に、災害対策本部長（市長）が発動を決定するものとする。
- ② 前①により決定した場合、直ちにその旨を災害対策本部員（各部長、大野原・豊浜各支所長）に伝達するとともに、市民に公表する。
- ③ 災害対策本部長は、災害対応の進捗等の状況に応じ、解除を決定する。ただし、災害対策本部員は、解除決定前であっても、災害対応の進捗に応じて、災害対策本部長と協議のうえ、休止した通常業務を順次再開させることができる。

### 4 柔軟な運用

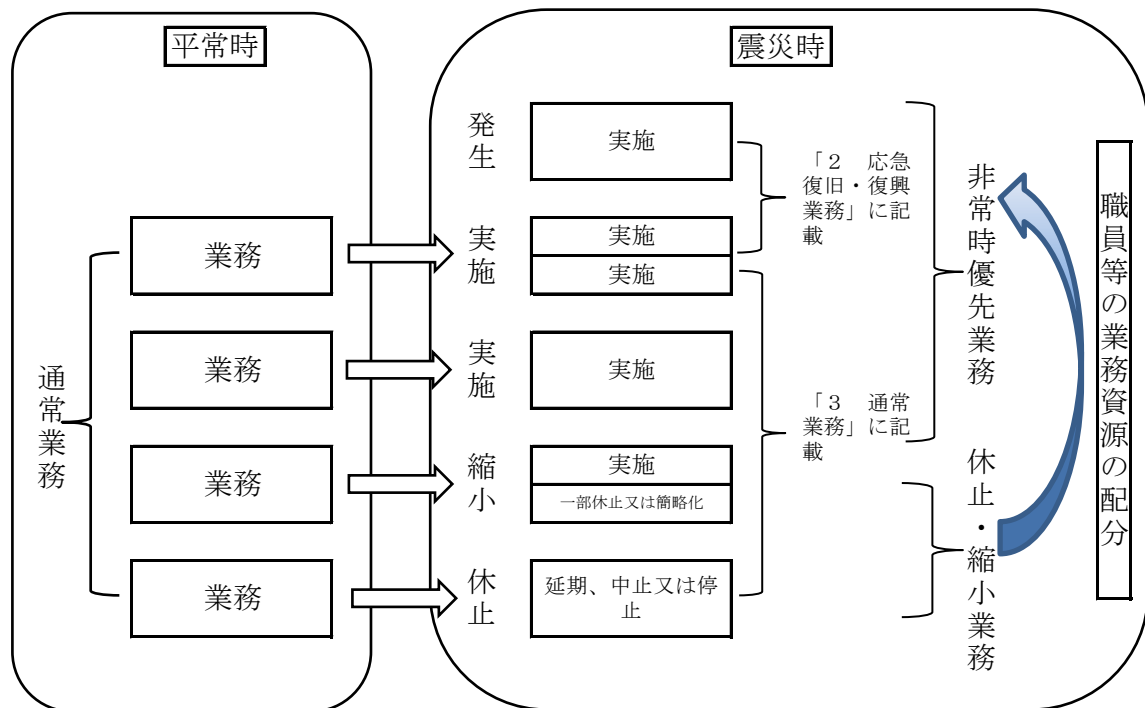
発災の規模、態様、社会への影響等は多様であることから、そのすべてに、本章及び次章をそのまま適用することにより社会的・経済的混乱を招くほか、市民生活にも多大な影響を及ぼすことが想定される場合には、災害対策本部において、その規模、態様、社会への影響等を総合的に判断し、柔軟に対応するものとする。

## 第5章 非常時優先業務及び休止・縮小業務

### 1 選定について

応急対策業務、復旧・復興業務及び通常業務を対象とし、発災後のいつ頃の時期までに業務を開始・再開する必要があるか（この時期のことを以下「業務開始目標時間」という。）、及び業務の実施期間を検討し、早期に開始・再開すべき業務を非常時優先業務として選定する。

- ※ 非常時優先業務の選定対象とする期間は、発災後の資源が著しく不足し混乱する期間及び業務実施環境が概ね整って通常業務への移行が確立され、応急業務が軌道に乗ると考えられるまでの1週間とした。ただし、通常業務については業務の絞り込みの期間が1週間を超える際の目安として、休止・縮小業務を30日以内に再開すべきもの及び30日を超えて休止・縮小できるものに分類している。
- ※ それぞれの業務について業務開始目標時間・実施期間を「3時間以内」「1日以内」「3日以内」「7日以内」の区分ごとに検討した。
- ※ 選定にあたっては、今の資源で実施可能かどうかという「可能性」の視点でなく、市民にとって当該業務が開始される必要があるかという「必要性」の視点から検討した。
- ※ 通常業務のうち応急復旧・復興業務と内容が重複するものについては、重複する部分を応急復旧・復興業務、重複しない部分を通常業務として整理した。
- ※ 通常業務のうち「縮小」するものについては、そのうち実施する部分が「非常時優先業務」となり、一部休止または簡略化する部分が「休止・縮小業務」となる。
- ※ 平常時の通常業務と震災発生時の業務の関係、及びそれぞれの業務の選定結果の記載箇所は次の図のとおりである。



### 2 非常時優先業務の選定結果

別表のとおり

## 第6章 業務継続に向けた準備及び対応

### 1 職員

#### (1) 初動体制の見直し

緊急初動要員は、現在のところ正規職員についてのみ編成配置しているが、正規職員については、合併以後の人員削減によって大幅な減少となっている。

また、班編成にあたってはその職員が担当する非常時優先業務等を考慮していないことから、緊急初動要員としての活動に従事することにより、かえって市全体の初動体制の確立に支障をきたすおそれもある。

これらの点を考慮し、緊急初動要員のあり方、初動体制の見直しを検討する。

#### (2) 安否確認

現状では、職員の参集は自主的に行われることとなっているが、職員に事故あるとき等の連絡手段については、電話（固定電話又は携帯電話）によることを前提としており、震災発生時の輻輳等を想定すると、連絡不能となるおそれが高い。このことから、職員からの連絡手段として、災害用伝言ダイヤル及び携帯電話の災害用伝言板を活用した方法、携帯電話のメールによる方法等を検討する。

また、震災発生時に、職員自らの職責を全うするためには、家族の安否確認が重要となる。このため、特に勤務時間内での発災の場合における、職員から家族宛ての安否確認については、各職員が平常時から家族内において災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板による安否確認方法について確認しておくことを勧奨する。さらに、職員は自らの家族との震災発生時の役割分担等の話し合い、必要な生活物資の備蓄等を行うことについても取り組みを勧奨する。

なお、勤務時間内での発災等の場合で、職員が自らの家族の安否が確認できないときは、安否を確認できるよう、災害対策本部及び災対各部班において可能な限り配慮するものとする。

#### (3) 権限の代行「指揮命令系統の確立」

観音寺市職務権限規程に定めるとおり、決裁権者が不在となる際に代決をする職員の指定等について、あらかじめ確認することを徹底する。

また、災害対策本部の業務について、災害対策本部の組織の特性に応じた代行者の指定を検討する。特に、勤務時間外の震災発生時においては、遠方に居住する災害対策本部員は速やかに参集することが困難となるため、あらかじめ災害対策本部員参集までの間の代行者を市内に居住する職員をもって定めることもあわせて検討する。

#### (4) 職員の応援体制

勤務時間外に発災した場合には、職員の参集には時間を要する。一方では、特に応急業務は発災直後から多量の業務が発生する。さらに、職員の健康を維持し、効率的な業務を遂行するためには、交代要員も必要となる。

職場によって特に職員が不足する場合には、以下によるものとする。

- ① 非常時優先業務の実施に当たり、業務の絞り込みによって職場内での職員確保を図ってもなお職員の不足を生じるときは、当該職場の属する部内において職員の応援を調整する。
- ② 部内における調整を行ってもなお職員の不足が生じ、災害対策本部内のその他の部の応援を必要とするとき、業務の特殊性に応じて特定の職員（前任者、有資格者）の応援を必要とするとき等は、当該部間で調整のうえ、災害対策本部長の決定により職員を融通する。
- ③ 震災発生後、各課においてもれなく業務の絞り込みを行い、非常時優先業務を執行するほか、応援を必要とする他の職場に協力することができるようしておくものとする。（災害発生時における各課の業務量には差異があり、平常時には重要業務を遂行している職場においても災害発生時の初動対応に対しては比較的余裕がある場合も想定される。）

- (5) 人員の確保  
震災発生時の膨大な業務を執行するためには、市の職員のすべてをもってもなお不足することが想定される。特に代替職員に限られる技術系統の職員でなければ執行が困難な業務については、職員の不足は大きな課題となる。  
このため、市職員OB団体「香川県市町村退職者連盟観音寺支部」との間で締結した災害時支援に関する協定に基づいた協力者（任意登録制度等により）に対し要請し、災害時支援を得るものとする。  
又、相互応援協定を締結している他自治体からの応援職員の派遣について、締結先の自治体と協議を行い、より実効的な仕組みづくりを検討する。
- (6) 職員の安全確保（防災用具の整備）  
勤務時間内に発災した場合、又は余震のおそれがある場合に、庁舎等の建物の内外で職員が活動する際に負傷することを防ぐため、職員用にヘルメット、軍手等の防災用具の備蓄及び配備を行う。
- (7) 健康管理  
災害時にあつては従事する職員の健康管理にも留意しなければならない。このため、発災時には災害対応等に従事する職員の勤務時間が過度とならないよう、交代の職員を充てて休憩を取らせるなど、態勢に配慮するものとする。  
また、夜通し従事せざるを得ない業務があるほか、勤務時間中に発災した場合は、交通機関の不通等によって帰宅が困難となる職員が発生することが想定される。このため、業務の継続及び健康管理の面から、災害対策本部は、発災後早い段階で職員用の仮眠場所の確保に努めるものとする。

## 2 建物（庁舎等）

本庁舎は、平成27年3月、旧観音寺市本庁舎(昭和38年完成)の耐震力がI S値0.15と倒壊の危険性が高いことから、免震構造で建て替えを行ったもので、震度7の揺れに対しても、被害が少なく、防災拠点としての機能を発揮できるものである。

次に、各支所は、いずれも現行の耐震基準が定められる以前の建物であり、耐震診断は行っていないが、耐震基準を満たしていない可能性大で、代替の建物の検討が必要である。各支所の代替建物として、大野原支所の隣接にはいきいきセンターが健全な状態で使用できるものと考えられる。また、豊浜支所についても豊浜中央公民館が耐震機能を有しており、災害対応の拠点として利用できる。伊吹支所については、伊吹小学校・中学校の教室が適当と考える。しかしながら発電及び通信機能等が回復したのちであってもネットワーク回線引込み方策について検討を行わなければならない。

## 3 キャビネット等

本庁以外の各施設においては、地震時における負傷者発生防止及び速やかな業務再開の観点から、事務室のキャビネット等のオフィス家具、コピー機等の設置状況の実態把握及び転倒防止対策の必要性の確認を行い、対策を進める。

また、各課においてはキャビネット上の書類及び物品の整理、平常時から事務室の環境整備に努める。

## 4 電力

本庁舎には非常用発電機(定格出力300KVA)を設置し、災害復旧業務を始め最低限の電力確保ができ、連続72時間以上の運転が可能である。大野原・豊浜両支所においては、非常用発電設備はあるものの小規模であり連続運転も1時間と限定されるため長時間運転に耐えられる発電機の確保が必要である。

発電機の確保ができた場合であっても発電機の運転時間には限りがあるため、震災発生後において、速やかに燃料を確保する必要があるほか、それまでの間は運転時間を極力延ばすために稼働機器を最低限にする必要がある。

これらのことから、停電後から停電の解消又は非常用発電設備の燃料の安定的な確保までの間の稼働機器は次のとおり限定するものとする。

### 【本庁舎】

- 全ての防災関係機器
- 防災対策となる会議室照明及びコンセント100%使用可
- サーバールームの全電力
- 一階事務室 照明50% コンセント30%
- 一階を除く事務室 照明20% コンセント10%
- 執務室を除く部屋、廊下、共有部分の照明の3分の1
- 同報系防災行政無線(豊浜支所)
- 消防用設備
- ※ コンセント分類 赤色・・・停電時可 白色・・・停電時不可

### 【各支所の代替となる建物】

- 各事務室内の照明の5分の1
- 最低限の応急復旧・復興業務に関する事務の執行に要する機器類の使用に関するもの
- 最低限の非常時優先業務に関する事務の執行に要する機器類の使用に要するもの
- 消防用設備

さらに、石油小売業者等との災害時応援協定を実効あるものにするため、燃料を確保する体制づくりに努めるとともに、中長期的には、非常用発電設備の充実等に合わせてオイルタンクの増設や非常用発電機の燃料の多様化を図るなど様々な状況に対応できる体制づくりを検討する。

## 5 通信

震災初期は固定電話、携帯電話(通話)いずれも利用できないものと見込み、避難所や関係機関との連絡については衛星電話及び防災行政無線を主とした連絡体制とする。そのため、防災行政無線の機能の維持及び訓練等による職員の操作方法の習熟に引き続き務める。

又、伝言ダイヤルの活用など多様性のある通信手段を持つ必要がある。

さらに、各課においては震災時に電話による連絡が不能となることを想定した業務連絡体制の整備(関係事業者等から比較的つながりやすい携帯電話メールにより連絡先を入手すること等)に努める。

## 6 情報システム

平常時は情報システムによって執行している業務を、震災発生後、情報システム復旧前に再開しなければならない場合にあっては、情報システムを使用しない方法(手作業等)による業務の実施方法について各課で検討する。

三観広域行政組合三豊電算センターとの間においては震災発生時の自主参集等について協議するほか、市職員でも点検、起動等が可能となるよう、その手順のマニュアル化を検討する。

また、機器の破損を防止するため、ホストコンピュータその他の機器の転落・転倒防止対策の強化等を検討するほか、庁内LANが利用できない場合に備えて、非常時優先業務に必要なファイルの端末機への保存、端末機とプリンタの直接接続等について、適切なあり方を検討する。



## 7 消耗品（用紙等）

消耗品については、コピー用紙及びトナーを中心に、震災の発生を見込んで、1か月程度の在庫確保と保管場所について検討する。

## 8 飲料水

断水時においては、庁舎等の上水受水槽の水の利用について、飲料用としての環境の確保を優先し、手洗い、トイレ用としては原則使用しないこととする。このことにより、庁舎等に勤務する職員の飲料水について3日分を十分確保できるとともに、他の職場の職員が庁舎等で業務に従事する場合であっても、その飲料水を確保できる。ただし、より確実に飲料水を確保するため、緊急遮断弁対応の耐震性貯水槽の設置を行う。

### 職員の必要飲料水

	勤務する職員数 (A)	3日分の飲料水 (B)
		(B=A×3ℓ×3日)
本庁舎	495人	4,455ℓ
大野原支所	15人	135ℓ
豊浜支所	10人	90ℓ
伊吹支所	13人	117ℓ
その他の職場	268人	2,412ℓ
計	801人	7,209ℓ

※ 職員数は、平成27年5月7日の新庁舎への移動後の人数をベースとし、また、市長、副市長及び教育長の3名を含む。

※ 本庁舎の職員数については、現在本庁舎敷地(坂本町1丁目1番1号)内の事務所の人数の合計とする。

※ その他の職場=保育所、幼稚園、生活環境課、水道局の一部、下水道課の一部(通勤距離調査の関係で公民館等の外部職場の一部は本庁で計数)

## 9 食料

職員が、非常時優先業務に従事する場合、又は道路事情や交通機関の混乱等により帰宅困難になる場合に備え、各職場において3日分の食料を、職員自らが備蓄するよう勧奨する。市としても、備蓄食料の確保について、適切な方法を検討する。

### 職員の必要食料

	必要食料
①勤務時間内に発災した場合	6,453食
②勤務時間外に発災した場合	6,312食

※ ①について、1時間以内に参集可能な職員については、就寝、食事のため道路事情等にかかわらず帰宅できることを想定し、1日当たり2食として算出

$$(801名 \times 3食 - 252名 \times 1食) \times 3日 = 6,453食$$

※ ②については、第3章1(2)で算出した参集状況に基づき必要食数を算出(1時間以内に参集可能な職員については①と同様)。

$$(754名 \times 3食 \times 1日) + (801名 \times 3食 \times 2日) - (252名 \times 1食 \times 3日) = 6,312食$$

※ ここでの算出に当たっては、市長、副市長及び教育長の3名を加えている。なお、想定死傷者数については考慮していない。

## 10 トイレ・手洗い

上水の断水又は下水道の流下機能の支障が発生した場合に備え、職員用の災害用携帯トイレの備蓄を進める。また、防疫と健康維持のため、水を用いない手洗いの手段の確保に努める。

※ 中央防災会議避難対策等専門調査会では、「帰宅行動シミュレーション結果に基づくトイレ受給等に関する試算」(平成20年10月)において、避難所生活者1日1人当たりのし尿排泄回数として、平均5回とするデータを採用している「震災時のトイレ対策-あり方とマニュアル」(震災時のトイレ対策のあり方に対する調査研究委員会)。これを基準とする勤務時間内の発災を想定した場合、全職員801人×5回×3日=12,015回分の災害用携帯トイレが必要となる。

## 11 燃料

不足することが懸念される石油類やプロパンガス等の燃料については、香川県石油商業組合西讃支部、香川県エルピーガス協会三豊支部とそれぞれ災害時の供給協定を締結しており、常に連絡調整を図り、燃料を確保する体制づくりに努めるとともに、中長期的には、非常用発電設備の充実等に合わせてオイルタンクの増設や燃料の多様化を図るなど様々な状況に対応できる体制づくりを検討する。

また、石油類燃料の供給を受けるに当たっては、協定によって給油所等に対して非常用発電機を貸与することとしており、汲み上げ等に必要な出力が発揮できる発電機を提供する。

## 12 その他

### (1) 業務継続計画のためのチェックリスト等の作成

震災発生時に的確に継続業務を実行するためには、平常時より職員がこれを理解し、各職員や各課が行うべき行動を認識しておく必要があるが、非常時優先業務を直接担当する職員のほか、応援職員においても、業務を継続できるようにしておくことが重要である。

そのため、各課においては、人事異動等により担当職員が変更となった場合においても、所要の行動がとれるよう、職員が震災発生時に取るべき行動や確認すべき事項等について検討し、チェックリストやマニュアルを整備する。

### (2) 訓練の実施

業務継続計画の考え方の定着化及び職員の対応能力の向上に向け、災害対策本部訓練、緊急初動要員訓練等に業務継続の要素を加味するなどの取組みを進めるほか、安否確認訓練等の実施を検討する。

さらに、各課においては、非常時優先業務に当たるべき職員が参集できなくなることも想定し、研修や訓練を通じて、業務に係る手順や知識の共有化等を図るものとする。

### (3) 関連事業者への業務継続対策の要請

現在、市の多くの業務を民間委託事業者に委託している。こうした委託業務を着実に履行せしめるため、委託事業者にあっても自己の業務継続対策を講じるよう、各課から要請する。

なお、指定管理者その他の関連事業者についても同様とする。